

月形町 ふるさと活性化事業補助金

未来をつくる、地域を育む。



月形町では、地域の活性化とコミュニティの強化、文化およびスポーツの振興などを目的とした事業に対し、奨励および助長のための補助金を交付しています。

対象者

- 町内に住所を有する者
- 町内に事業所等を有する法人または団体等

対象事業

- 人材育成のための研修事業
- 地域文化およびスポーツの振興事業
- ボランティア組織の育成事業
- 国際、地域間交流事業
- 町内会等の地域活動の推奨事業
- 町民が参加できるイベント事業 等

補助金額

補助対象経費の **3/4** 以内

※上限100万円（補助対象経費が10万円以下の場合は全額）
※参加負担金や入場料等は補助対象者の自己財源とすることができます。
ただし、収入が補助対象経費の4分の1を超える場合は、補助金額が減額となります。

受付期間

第1期：令和8年 **4月1日**(水)～**4月10日**(金)

第2期：令和8年 **9月1日**(火)～**9月10日**(木)

※予算の執行状況により第2期の申請受付を行わないことがあります。

※申請前に事前相談が必要となります。

月形町役場 企画振興課 地域振興係

T E L : 0126-53-2325

Email : chiikishinko@town.tsukigata.hokkaido.jp

詳細・申請書 ▶

🔍 月形町ふるさと活性化事業



補助の流れ

申請

地域振興係へ事前相談を行い、申請書類受付期間内に申請書や同意書等の必要書類を提出してください。

審議

月形町ふるさと活性化運営協議会において、内容が適正か判断するために、審議を行います。

決定 事業実施

審議後、町長の判断により補助の決定をします。
決定後に事業を実施してください。

実績報告

事業終了後、事業実績書や収支決算書等を提出していただき、補助金額を確定します。

補助金交付

補助対象外経費について

- 事業主体の職員費、食糧費、備品購入費、用地取得費、工事請負費は対象外となります。

注意事項

- 継続事業の場合は、各年度の事業をそれぞれ補助対象事業とすることができます。ただし、期間は原則3か年度となります。
- 以下の事項に該当する事業は、原則として補助対象外となります
 - 政党又は宗教に関わる団体が実施する事業
 - 国、道、町等の補助金を受けた事業や補助対象となる事業
 - 町の他の補助事業による補助金等の交付が適当であると判断する事業
 - 事業主体の経費負担のない事業
 - 事業主体の維持運営を目的とする事業
 - これまでに補助金の交付実績がある、同一の事業主体による同一の事業
※ただし、町長が認める事業については、対象となる事業があります
 - 他の団体等に補助する事業

過去の補助実績

